

第31回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成30年2月9日（金）午後1時15分～午後3時

第2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

第3 出席者

1 委員

秋山敬（委員長）、岩淵敬、大原尚子、金澤秀樹、熊川恵子、倉持俊宏、小針藤助、宍戸宏行、長谷川珠子、長谷川久也（五十音順、敬称略）

2 説明者

宮田刑事部総括判事、青山福島簡易裁判所判事、中脇民事首席書記官、富田刑事首席書記官、須藤福島簡易裁判所庶務課長、富田福島簡易裁判所主任書記官、新岡事務局長、細井事務局次長

3 係員

阿部総務課長、山口総務課広報係長

第4 開会等

委員長挨拶、新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長、○委員、□説明者）

1 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

- 福島社会福祉協議会では、「地域生活定着支援センター事業」を実施している。「矯正施設（刑務所等）を退所した高齢者や障がい者が地域社会に復帰するため、保護観察所等と協働し、必要な福祉サービス等が利用できるように調整することにより、再犯防止に繋げ、地域社会の中で安心して暮らしていけるように支援する。」というのが事業の目的である。

具体的には、本人単独では地域生活が困難な者について、保護観察所から依

頼を受けた対象者と職員が面接し、関係市町村や受入可能施設、その他関係機関と調整を行い、施設入所も含めた地域生活が可能となるよう支援を行っている。

これまで、矯正施設を退所した高齢者や障がい者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手く繋がらず、自立した生活に困難を来したために、再び窃盗等の罪を犯し矯正施設に戻る事例が少なくないという実態もあり、平成24年度から当該事業が全都道府県で実施されている。

しかし、事業についての一般住民の認識は高いとは言えず、また、受入施設等関係機関の理解も十分であるとはまだ言えない状況にある。一般に、犯罪を犯してしまった人や裁判で有罪とされた人の服役後の地域生活等については、あまり関心がなかったり、自分たちの身近にある問題とは捉えられていないのが実態ではないか。

しかし、矯正施設での服役を終えて出所した人たちのことに全く無関心でいることは、再犯の防止や犯罪の抑止等の観点からも望ましくないと考えられ、例えば、裁判員裁判の裁判員に選ばれて初めて犯罪や犯罪者に向き合うことになるというのが現状と思われる。

このような状況にあって、裁判所においても、刑事裁判や服役した人の更生、社会復帰等に関することに興味を持ってもらうための取組や犯罪を抑止することに繋がるような取組等がなされているのか伺いたい。

□ 年に1回開催している保護観察所との協議会で、更生保護の実情に関して知識を得るとともに、より効果的な審理等の在り方について意見交換を行っている。

また、刑事裁判において、事実関係に争いがなく量刑のみが問題となる事件については、私はこの被告人が立ち直るためにどのような気付きを与えるべきか、どのような質問をすべきかなどを考えながら審理を行うようにしている。確認したわけではないが、他の裁判官も同じだと思う。ただ、裁判官が被告人

と対面する時間は短いので、捜査段階、公判準備における当事者双方の働きかけも重要と感じている。

昨年12月に福島で行われた日本更生保護学会第6回大会には、当庁の裁判官の中には参加した者もあり、更生保護の実情について知識を深めることができたとの感想を述べていた。

- 検察官の立場から、罪を犯した者の社会復帰及び改善更生について述べたい。

検察官は、権限上、捜査の当初から、起訴・不起訴の決定、公判の遂行、刑が確定した場合の刑の執行というそれぞれの段階で、罪を犯した者について改善や更生を促すことが可能な立場にある。刑の執行を終えた後は、刑務所等矯正施設と保護観察所の連携が中心となる。

検察官としては、被疑者を検挙して捜査が開始された場合、起訴して刑を科すべきか否かをまず決定する。その段階で、社会内で自発的に改善更生が期待できる、あるいは本人の力では足りなくても第三者の手助けによって十分改善更生が期待できるという場合には、不起訴処分として、社会内での更生にルートを開いている。その最も大きなものが更生保護法に定められている更生緊急保護という制度である。保護観察官に被疑者の情報を提供し、協議しながら、改善するために必要な処置を取る。そのために、検察庁においては、社会復帰支援担当の検察官及び検察事務官を置き、これらの者が中心となり、保護観察所や福島県を始めとする行政機関などと定期的に連絡を取るなどして、犯罪者が再犯を犯さないようにするための必要な処置を取るようにしている。

罪の重さ、性質、これまでの生活状況や前科関係などに照らして、公判請求が相当となった場合には、裁判を通じて、本人にいかに反省を深めてもらうかを重視している。取調べのやり取りを通じて、なぜ今回犯罪を犯したのか、どこにつまずきがあったのか、今後立ち直るためにはどうしたらいいのかを、我々も把握し、また本人に理解させることを意識している。それらを証拠として公判に顕出することによって、裁判官が適切な刑を量刑できるような資料と

するようにしている。

検察官が社会復帰に対する取組をどのように行っているかという点については、社会全体に対する広報活動がやや遅れ気味であると認識している。昨年12月に開催された日本更生保護学会において、私もシンポジウムのパネリストとして登壇し、検察庁における保護の実情や社会復帰支援担当が関与した事例を紹介したところ、会場から、検察庁でそのような活動をやっているのを全く知らなかったので大変ためになったという声が聞かれ、嬉しかった半面、周知がされていないことを痛感した。検察庁としても、県内の様々な場所で、検察庁における社会復帰支援の取組やそれに対する社会の理解を深めていただき、協力していただける態勢作りに励みたい。また、検察庁の役割、検察官の仕事を理解してもらうためには、若い世代にきちんと理解してもらうことが必要だと考えている。中学校や高校に出向いて検察官の日常業務の紹介を行う出前授業は、引き続き継続して行いたい。その若い世代が成長して社会人になったときに、刑事手続に関与する法曹がどのような活動をし、どのような点について苦慮しているのかを分かってもらうことで、協働して社会の安全確保、再犯防止等に繋げていければと考えている。

福島県の様々な職域や社会福祉担当の皆様と連携していく必要がある。社会の場において、矯正施設を出所した人に対する支援が最も重要であることは間違いない。また、それに加え、起訴されずに釈放される被疑者に対する支援がどこまでできるかという点、非常に厳しい面もあろうかと思う。そのようなときに、どのような支援ができるのか、今後とも皆様と協議して知恵を出し合っていきたいと思っている。

- 弁護士としては、個々の刑事事件に対応していくことになる。被疑者が逮捕された場合、当番弁護士あるいは被疑者国選弁護人として対応することになるが、この段階では、起訴されるか否かが中心となり、家族の受入が可能か、社会復帰が可能か、起訴されずに釈放されても問題ないかどうかの調整が弁護

士としての重要な仕事となる。公判となった場合は、当然刑務所に行かなければならない場合と執行猶予の可能性のある場合があるが、仮に執行猶予の可能性があれば、同じように、家族関係の調整と社会での受入が可能かどうかを最大の仕事となる。刑務所に行くことになると、残念ながら弁護士との縁は切れてしまう。

弁護士会としては、刑務所を出所した人とは限らないが、生活困窮者のための労働・生活保護相談窓口を設けており、相談を無料で受けることができるので、例えば、生活保護の申請補助などという形で対応することはできる。また、地域生活定着支援センターと弁護士会が協力関係を取る形になれば、もっと様々な支援ができるのではないかと考えている。今後、検討させていただきたい。

○ 保護司の方などから話を聞く機会があり、支援に取り組んでいる姿を拝見するといつも敬服させられる。再犯防止や自立支援のための取組は是非とも必要だと思う。

○ 中小企業が、保護司の方から依頼を受けて、率先して出所した人を雇用しているという話を聞くことがある。経営者から話を聞くと、非常に苦慮されている。そういう取組をしている会社に対して、国の補助など何かしらの手当があると良いと思っている。

○ 社会保障の観点から言うと、障害者であれば、障害年金が受給できるという対応ができるのではないか。社会保障の制度と繋いでいくのが重要だと思う。

もう1点感じたのは、罪を犯した人に理解させ反省させるというのはそのとおりだと思うが、例えば知的障害がある場合など、一般的なやり方では難しい場合もあるのではないかという点である。そういったケースでは、アプローチの仕方を変える必要があるのではないか。

○ 復帰したいと思っても、社会の受入ができていないと犯罪を繰り返してしまう。保護司の方などから話を聞くと、個人が担わなければならないことが多い。

と感じる。支援のためにより社会的な受け皿作りが必要だと思う。

2 民事調停手続について～民事調停手続の利用促進について～

(民事調停手続の概要，手続の利用実績，民事調停手続の機能強化への取組，利用促進のために行っている広報活動について説明した。)

- 調停協会でも，毎年11月に無料の調停相談会を行っている。調停には民事，家事があるが，昨年は福島と二本松合わせて90件ほどの相談があり，そのうちの25件が民事だった。民事の相談では，境界などの土地問題と金の貸し借りなどの金銭問題が7～8割を占めた。チラシやポスターのほか，市政だよりや新聞各社などに掲載を依頼して，相談会の広報を行っている。

(当事者待合室，調停室を見学した。)

- 弁護士として相談を受けた場合，相手方と任意交渉ができなかった場合に，調停にするのか裁判にするのかを選択することになる。合意の見込みがあるかどうかで判断するが，事実認定について争いがありそうな場合は調停を選択することは少ない。
- 司法書士会では，積極的に民事調停の勉強会に取り組んでいる。民事調停の広報が足りないという意識は全くない。
- 私が民事調停委員になったころは，特定調停が忙しく，朝から夕方まで一日がかりで行っていたが，一気に減ったという印象を持っている。貸金関係の調停が減り，難しい調停が増えていると感じる。民事調停は，法律に照らしながら，分かち合えるものが出てくれば上手くまとまるが，物別れとなった苦い経験もある。広報活動などで丁寧に説明すると，制度の良さを分かっていただけのではないかと思う。
- 原発関係の賠償問題で，ADRを紹介することはある。やはり民間企業にとって裁判所は敷居が高いと思う。
- 高齢者にも，土地の境界や金の貸し借りなどのトラブルは起こり得る。高齢者が相談や申立てをする際に，サポートしてくれる人がいれば利用しやすい

のではないか。

- 弁護士会として、高齢者向けの相談窓口があり、無料で出張相談を行っている。弁護士会に繋いでいただければ、調整しながら弁護士が伺うことが可能である。
- 家事調停では、離婚調停など調停手続が浸透しており、代理人なしで調停の申立てをする人が多いが、民事調停では本人申立てが少ない。民事的なトラブルが起こったとき、一般の方は弁護士に相談に行くのではないかと思う。そこから先の棲み分けは弁護士にかかっているということになる。自分で何とか解決しようとする方にとって、民事調停がすぐに結びつかないというところが歯がゆいと感じる。
- 関係機関にも説明することによって、関係者の窓口で民事調停について御理解いただければと思っている。
- 市の広報誌などに制度のお知らせの掲載を依頼し、民事調停という言葉がいろいろな人の目に触れれば、もう少し敷居が低くなるのではないか。
- 学生が裁判所のイベントに参加し、民事調停手続を知ることによって、将来例えば公務員になったときにその知識が活かせるのではないかと思う。広報に際しては、合意に至っているのはどのくらいかなど、一般市民が知りたい客観的な情報を伝えることが必要だと思う。訴訟に比べて費用が安いこともアピールポイントだと思う。
- 福島簡裁では、平成28年に調停成立が43%、調停に代わる決定が24%であり、両方合わせると6割が解決している。全国平均は35%程度であり、福島簡裁の成立率は高い。費用は申立手数料と郵便切手代であるが、訴訟に比べ安い。そういったことも広報していきたい。
- 簡易裁判所では、家庭裁判所同様、一般の方に向けて手続案内を行っている。そこでは、簡易裁判所にはどんな手続があるのかも含めて、各手続の説明をしている。説明を聞いていただいた上で、調停を申し立てる場合も、申立書

の書式を何パターンか準備し、書き込んでいただくだけで良いようになっている。このように、可能な限り第三者のサポートなしで本人でも申立てができるよう司法サービスの準備を整えている。地裁でも、簡裁の取組をサポートしていきたい。

3 地裁委員会の在り方について

- 法曹以外の委員の皆様を持ち回りで、裁判所の運営について、テーマを決めていただいた上でプレゼンをしていただいているが、今後この方法をどうするか御意見があれば伺いたい。
- どういう提案をしたらよいかを考える上で、普段の業務を見直したり、自分自身の勉強にもなったので、こういう機会は得難いのではないかと思う。
- それでは、担当者と相談しながら、できればプレゼンまでお願いすることとし、もし難しければテーマだけを設定していただだけでもかまわないという方針でこのまま行わせていただく。

第6 次回（第32回）開催について

次のとおり了承された。

1 日時

平成30年7月4日（水）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

3 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 犯罪被害者等への配慮について

以 上